

サービスクリエイター職業紹介事業所

倫 理 綱 領

全国サービスクリエイター協会

サービスクリエイター職業紹介事業所 倫 理 綱 領

全国サービスクリエイター協会会員であるサービスクリエイター職業紹介事業所は、ここに定める綱領の行動原理に則り、求人者及び求職者の信望に誠実に応え、サービスクリエイターの職業紹介事業の推進による労働力需給調整の社会的役割とその使命を深く認識して行動しなければならない。

- 1 求職者を募集するに当たっては、求職者の自由意志を尊重し、求人者または他の紹介事業所との間における約束等において一の紹介事業所の紹介に拘束することをしてはならない。
- 2 求人者を開拓するに当たっては、不当な労働条件で募集を約束するなどにより不公正な求人募集活動はしないこと。
- 3 求職者を精神的に及び身体的に拘束せず、求職登録1回毎に新規の求職者として登録しなければならない。
- 4 労働条件の確認に当たっては、求人者から明確に確認しておくとともに、求職者に対しては不明確な労働条件を残さないように紹介すること。
- 5 刑事訴訟、民事訴訟等の訴えを起こされている求人者に対する紹介は特別な事情がない限りは、求人を受理し、及び求職者を紹介してはならない。
- 6 紹介事業とともに労働者派遣事業及び請負事業を行っている事業所においては、クライアントに対してその別を事前に明確に表示していなければならない。
- 7 社会保険、労働保険の適用対象となるにも拘わらず、労働者に対して適用しない事業主に対する職業紹介を行ってはならない。
- 8 配ぜん人労働者に関わる就業規則、給与規定などの各種労働条件に係る規定が定められていない事業所に対して職業紹介を行ってはならない。
- 9 配ぜん人職業紹介事業所はAJCCの主催する労働関係法令研修会、職業紹介所長研修会に年1回受講しなければならない。
- 10 職業紹介事業の運営上において、求人者及び求職者よりクレームが発生したときは、所用の確認をなし、相応の対応を迅速にしなければならない。また、過去に同様のクレームが発生したこと又は今後も同様のクレームの発生の恐れがあるときは、当該紹介行為を中止するものとする。